

四半期報告書

(第44期第1四半期)

自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日



株式会社 野村総合研究所

(E05062)

第44期第1四半期（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）

四半期報告書

本書は、E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

E D I N E Tによる提出書類は一部の例外を除きHTMLファイルおよびXBRLファイル（財務諸表本表部分）として作成することとされています。当社では、HTMLファイルとして提出することとされている部分について、ワードプロセッサファイルの元データをHTMLファイルに変換することにより提出書類を作成しています。また、XBRLファイルについては専用の編集ツールを使用してデータを作成し、提出後に金融庁が、スタイルシートを適用して生成したHTMLファイルを縦覧に供しています。

本書は、財務諸表本表以外の部分についてはその変換直前のワードプロセッサファイルを、また、財務諸表本表部分については一定のスタイルシートを適用して生成したHTMLファイルを、それぞれ原版として印刷されたものです。

目 次

第44期第1四半期 四半期報告書	頁
【表紙】	
第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	2
3【関係会社の状況】	2
4【従業員の状況】	2
第2【事業の状況】	3
1【生産、受注及び販売の状況】	3
2【経営上の重要な契約等】	5
3【財政状態及び経営成績の分析】	5
第3【設備の状況】	6
第4【提出会社の状況】	7
1【株式等の状況】	7
(1)【株式の総数等】	7
(2)【新株予約権等の状況】	8
(3)【ライツプランの内容】	2 3
(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】	2 3
(5)【大株主の状況】	2 3
(6)【議決権の状況】	2 4
2【株価の推移】	2 4
3【役員の状況】	2 4
第5【経理の状況】	2 5
1【四半期連結財務諸表】	2 6
(1)【四半期連結貸借対照表】	2 6
(2)【四半期連結損益計算書】	2 8
(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】	2 9
2【その他】	3 8
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	3 9

四半期レビュー報告書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年7月31日
【四半期会計期間】	第44期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）
【会社名】	株式会社野村総合研究所
【英訳名】	Nomura Research Institute, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 藤沼 彰久
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
【電話番号】	03（5533）2111（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 藤原 宏之
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町134番地
【電話番号】	045（333）8100（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 藤原 宏之
【縦覧に供する場所】	株式会社野村総合研究所 木場総合センター （東京都江東区木場一丁目5番15号） 株式会社野村総合研究所 大阪総合センター （大阪府大阪市北区堂島浜一丁目4番16号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注）木場総合センターは、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を図るために備置するものです。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第44期 第1四半期	第43期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高（百万円）	79,495	342,289
経常利益（百万円）	10,915	55,517
四半期（当期）純利益（百万円）	6,051	28,157
純資産額（百万円）	199,108	207,363
総資産額（百万円）	330,202	362,447
1株当たり純資産額（円）	1,020.31	1,038.68
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	30.63	138.52
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	28.88	130.70
自己資本比率（%）	60.1	57.0
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	12,054	31,806
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△11,792	△47,925
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△16,951	△23,537
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	58,985	75,524
従業員数（人）	6,062	5,711

（注）当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2【事業の内容】

当第1四半期（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）において、当社グループ（当社および連結子会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

関連会社およびその他の関係会社については、事業内容と事業の種類別セグメントが同一でないもの（金融機関等および有価証券の受渡決済等の業務受託をおこなっている会社）があります。

平成20年4月に、中国におけるITソリューションサービス事業の拡大を目指し、持分法適用関連会社である共同事業会社エムシー・エヌアールアイグローバルソリューションズ(株)を設立しました。この結果、当第1四半期末（平成20年6月30日）において、当社の関係会社は、子会社16社、関連会社2社、その他の関係会社2社となりました。このほか、関係会社以外の主な関連当事者が1社あります。

関係会社の異動は、以下のとおりです。

《システム開発・運用サービス等》

[主な関係会社の異動]新規設立：エムシー・エヌアールアイグローバルソリューションズ(株)（持分法適用関連会社）

3【関係会社の状況】

当第1四半期（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となっています。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
《持分法適用関連会社》 エムシー・エヌアールアイ グローバルソリューションズ(株)	東京都 千代田区	10	持株会社	49.0	役員の兼任等…4人

(注) 1. 「議決権の所有割合」欄は、当該関係会社の議決権に対する当社の所有割合を記載しています。

2. 「関係内容」欄の役員の兼任等は、当社役職員の当該会社取締役または監査役の兼任、出向、転籍を含めた人数を記載しています。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	6,062 [1,972]
---------	---------------

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、当社グループ（当社および連結子会社）からグループ外への出向者108人は含まれていません。

2. [] 内に派遣社員の当第1四半期（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）の期中平均人員数を外書きで記載しています。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	5,017 [1,595]
---------	---------------

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、当社から社外への出向者525人は含まれていません。

2. [] 内に派遣社員の当第1四半期（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）の期中平均人員数を外書きで記載しています。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

①生産実績

当第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）における事業の種類別セグメントごとの生産実績は、次のとおりです。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）
コンサルティングサービス	4,131
ITソリューションサービス	52,548
開発・製品販売	26,099
運用サービス	26,449
合計	56,680

- (注) 1. 金額は製造原価によっています。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

②外注実績

当第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）における事業の種類別セグメントごとの外注実績および生産実績に占める割合は、次のとおりです。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）	割合（%）
コンサルティングサービス	1,113	26.9
ITソリューションサービス	27,307	52.0
開発・製品販売	17,880	68.5
運用サービス	9,426	35.6
合計	28,420	50.1

- (注) 1. 上記の金額のうち、中国企業への外注実績および外注実績合計に対する割合は次のとおりです。

	金額（百万円）	割合（%）
中国企業への外注実績	4,150	14.6

2. 金額は製造原価によっています。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

(2) 受注状況

当第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）における事業の種類別セグメントごとの受注状況は、次のとおりです。

事業の種類別セグメントの名称	受注高（百万円）	受注残高（百万円）
コンサルティングサービス	11,458	7,906
ITソリューションサービス	55,962	123,334
開発・製品販売	36,826	23,501
運用サービス	16,627	99,832
商品販売	2,509	—
合計	67,420	131,240

- (注) 1. 金額は販売価格によっています。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれていません。
3. 継続的な役務提供をおこない利用度数等に応じて料金をいただくサービスについては、各年度末時点で翌年度の売上見込額を受注額に計上しています。

(3) 販売実績

当第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）における事業の種類別セグメントごとの販売実績は、次のとおりです。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）
コンサルティングサービス	7,380
ITソリューションサービス	72,114
開発・製品販売	32,513
運用サービス	37,083
商品販売	2,517
合計	79,495

(注) 1. 主な相手先別の販売実績および販売実績合計に対する割合は次のとおりです。

相手先	金額（百万円）	割合（%）
野村ホールディングス(株)	23,545	29.6
(株)セブン&アイ・ホールディングス	9,500	12.0

原則として、相手先の子会社向けの販売実績を含めています。

- リース会社等を経由した販売については、最終的にサービス等の提供を受けた顧客向けの販売実績を含めています。
- 金額はセグメント間の内部売上高又は振替高を除いた外部顧客に対する売上高によっています。
- 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

業種別売上高と売上高構成比率は次のとおりです。

	金額（百万円）	構成比（%）
金融サービス業	55,295	69.6
流通業	10,843	13.6
その他産業等	13,356	16.8
合計	79,495	100.0

- (注) 1. リース会社等を経由した販売については、最終的にサービス等の提供を受けた顧客向けの販売実績を含めています。
- 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

当年度は四半期報告制度の導入初年度であるため、「(1) 業績の状況」および「(3) キャッシュ・フローの状況」において比較、分析に用いた前年同期数値は、独立監査人による四半期レビューを受けていません。

(1) 業績の状況

当第1四半期（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）は、企業収益の悪化や輸出および生産の弱含みなどがみられ、景気回復は足踏み状態が続きました。また、企業において情報システム投資に慎重な姿勢が示されるなど、情報サービス産業を取り巻く経営環境に厳しさがみられました。

このような環境のもと、当社グループ（当社および連結子会社）の業績は、開発・製品販売は伸び悩みましたが、安定的な収益基盤である運用サービスが伸張し、売上高79,495百万円（前年同期比2.6%増）と前年同期比で増収を確保することができました。コスト面では、外部委託費の適正化など生産性の向上に努めましたが、中長期の持続的な成長のために不可欠な新規事業開発投資増や事業拡大に向けた先行投資にかかる償却費増などがあり、営業利益9,859百万円（同8.2%減）、経常利益10,915百万円（同11.3%減）と前年同期比で増益には至りませんでした。また、当第1四半期は前年同期ほどの特別利益が発生しなかったこともあり四半期純利益は6,051百万円（同24.9%減）となりました。

<セグメント情報>

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりです。

コンサルティングサービス

業務改革に関するコンサルティング案件、金融サービス業向けのシステムコンサルティング案件の増加などがあり、売上高（外部売上高）は7,380百万円（前年同期比15.5%増）、営業利益は509百万円（同159.1%増）となりました。

ITソリューションサービス

サービス別の売上高動向としては、開発・製品販売は32,513百万円（前年同期比5.5%減）と証券業向けなどが低調でした。運用サービスは、証券業主要顧客向けシステム運用および証券業向け共同利用型サービスが全般に好調だったほか、流通業主要顧客向けシステム運用が順調に伸び、37,083百万円（同7.9%増）となりました。商品販売は2,517百万円（同8.6%増）となりました。

コスト面では、システム開発における外部委託費の一層の適正化に努めましたが、新データセンターの稼働による償却費の増加や証券業向け共同利用型サービスのリリースによる運用コストの一時的な増加などがありました。また、研究開発活動などに積極的に取り組んだことなどから一般管理費が増加しました。

この結果、売上高（外部売上高）は72,114百万円（同1.4%増）、営業利益は9,349百万円（同11.3%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期末（平成20年6月30日）は、流動資産146,509百万円（前期末比23.3%減）、固定資産183,693百万円（同7.1%増）、流動負債51,518百万円（同31.1%減）、固定負債79,576百万円（同0.9%減）、純資産合計199,108百万円（同4.0%減）となり、総資産は330,202百万円（同8.9%減）となりました。

当第1四半期において、資本効率の向上、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の一環として自己株式を11,869百万円取得しました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）は、税金等調整前四半期純利益10,566百万円（前年同期比22.8%減）、減価償却費4,600百万円（同34.1%増）、売上債権の減少27,459百万円（同48.8%増）、法人税等の支払11,001百万円（同13.5%減）などにより、営業活動によるキャッシュ・フローは12,054百万円（前年同期は△1,322百万円）となりました。

データセンターの機械装置など有形固定資産の取得5,145百万円（前年同期比30.9%減）、共同利用型システムの開発など無形固定資産の取得4,542百万円（同4.5%増）、資金運用としての有価証券の取得7,972百万円（同

33.3%減)などにより、投資活動によるキャッシュ・フローは△11,792百万円(同44.9%減)となりました。

自己株式の取得11,869百万円(前年同期は0百万円)、配当金の支払額5,022百万円(前年同期比19.3%増)などにより、財務活動によるキャッシュ・フローは△16,951百万円(同314.0%増)となりました。

以上の結果、当第1四半期末(平成20年6月30日)の現金及び現金同等物は、58,985百万円(同33.9%減)となりました。

(4) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第1四半期(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)において重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)における研究開発費は731百万円です。研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)において、主要な設備に重要な変更はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)において、前年度末に策定した設備の新設、除却等の計画について、重要な変更はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	750,000,000
計	750,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年7月31日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	225,000,000	225,000,000	東京証券取引所 (市場第一部)	—
計	225,000,000	225,000,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

イ. 新株予約権

①第2回新株予約権

	第1四半期末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	15
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり2,018
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成20年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,018 資本組入額 1,009
新株予約権の行使の条件	①権利行使時において、当社もしくは当社国内子会社の取締役、執行役員またはこれらに準じる地位にあることを要する。ただし、死亡、任期満了その他正当な理由があると認められる場合には、新株予約権者またはその相続人は一定期間に限り権利を行使することができる。 ②当社普通株式の東京証券取引所における普通取引の終値が、権利行使請求日の直前5連続取引日において、1株当たり2,300円以上であることを要する。 ③その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

②第3回新株予約権

	第1四半期末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	84
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	42,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり2,284
新株予約権の行使期間	自 平成18年7月1日 至 平成21年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,284 資本組入額 1,142
新株予約権の行使の条件	①権利行使時において、当社もしくは当社国内子会社の取締役、執行役員またはこれらに準じる地位にあることを要する。ただし、死亡、任期満了その他正当な理由があると認められる場合には、新株予約権者またはその相続人は一定期間に限り権利を行使することができる。 ②当社普通株式の東京証券取引所における普通取引の終値が、権利行使請求日の直前5連続取引日において、1株当たり2,600円以上であることを要する。 ③その他の権利行使の条件については、取締役会において定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※

(注) ※：当社が株式交換または株式移転をおこなう場合、完全親会社に新株予約権にかかる義務を承継させることができる。完全親会社に承継される新株予約権の内容の決定方針は次のとおりとする。

- ①新株予約権の目的となる完全親会社の株式の種類
完全親会社の普通株式
- ②新株予約権の目的となる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整した数とする。
- ③新株予約権の行使時の払込金額
株式交換または株式移転の比率に応じて調整した額とする。
- ④新株予約権を行使することができる期間、その他の行使の条件、消却事由および消却条件ならびに譲渡制限
承継前の新株予約権の当該事項の内容と同等のものとする。ただし、合理的な理由がある場合、取締役会決議に基づきこれを変更することができる。

③第4回新株予約権

	第1四半期末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	455
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	227,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり2,319
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,319 資本組入額 1,160
新株予約権の行使の条件	①権利行使時において、当社もしくは当社国内子会社の取締役、執行役員またはこれらに準じる地位にあることを要する。ただし、死亡、任期満了その他行使が許容される場合として取締役会が認めた場合には、新株予約権者またはその相続人は一定期間に限り権利を行使することができる。 ②当社普通株式の東京証券取引所における普通取引の終値が、権利行使期間内の5連続取引日において、1株当たり2,600円以上となるまでは行使することができない。 ③その他の権利行使の条件については、取締役会において定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※

(注) ※：当社が株式交換または株式移転をおこなう場合、完全親会社に新株予約権にかかる義務を承継させることができる。完全親会社に承継される新株予約権の内容の決定方針は次のとおりとする。

- ①新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の普通株式
- ②新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整した数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。
- ③新株予約権の行使時の払込金額
株式交換または株式移転の比率に応じて調整した額とする。ただし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。
- ④新株予約権を行使することができる期間
承継前の新株予約権の当該期間(以下「権利行使期間」という)の開始日と株式交換の日または株式移転の日のいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。
- ⑤新株予約権のその他の行使の条件ならびに消却事由および消却条件
承継前の新株予約権の当該事項に準じて決定する。ただし、合理的な理由がある場合には取締役会決議に基づきこれを変更、削除、または追加をすることができる。
- ⑥新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するには、完全親会社の取締役会の承認を要する。

④第6回新株予約権

	第1四半期末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	800
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	15
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	400,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり3,282
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月1日 至 平成25年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 4,147 資本組入額 2,074
新株予約権の行使の条件	①権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、執行役員またはこれらに準じる地位にある限り、または地位喪失後一定期間に限り、新株予約権者もしくはその相続人は権利を行使することができる。 ②割当日以降に、当社普通株式の東京証券取引所における普通取引の終値が、5連続取引日において、1株当たり3,700円以上となるまでは権利を行使することができない。 ③その他の権利行使の条件については、取締役会において定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※

(注) 1. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」の発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しています。

2. ※：当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下総称して「組織再編行為」という)をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または株式移転により設立する株式会社(以下総称して「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件にて交付する。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、残存新株予約権の定めに基づいて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、残存新株予約権の行使時の1株当たりの払込金額に基づいて決定された金額に、③に定める新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。

- ⑤新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の当該期間（以下「権利行使期間」という）の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
残存新株予約権の定めに準じて決定する。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- ⑧新株予約権の行使の条件および取得条項
残存新株予約権の定めに準じて決定する。
- ⑨新株予約権を行使した際に1株に満たない端数がある場合の取決め
残存新株予約権の定めと同じとする。

⑤第8回新株予約権

	第1四半期末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	4,225
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	75
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	422,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり3,680
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成26年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 4,710 資本組入額 2,355
新株予約権の行使の条件	①権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、執行役員またはこれらに準じる地位にある限り、または地位喪失後一定期間に限り、新株予約権者もしくはその相続人は権利を行使することができる。 ②割当日以降に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、5連続取引日において、1株当たり4,100円以上となるまでは、権利を行使することができない。 ③その他の権利行使の条件については、取締役会において定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※

(注) 1. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」の発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しています。

2. ※：当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下総称して「組織再編行為」という）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件にて交付する。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、残存新株予約権の定めに基づいて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ残存新株予約権の行使価額に基づいて決定された金額に、③に定める新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。

- ⑤新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の当該期間（以下「権利行使期間」という）の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
残存新株予約権の定めに準じて決定する。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- ⑧新株予約権の行使の条件
残存新株予約権の定めに準じて決定する。
- ⑨新株予約権の取得条項
残存新株予約権の定めに準じて決定する。
- ⑩新株予約権を行使した際に1株に満たない端数がある場合の取決め
残存新株予約権の定めと同じとする。

⑥第9回新株予約権

	第1四半期末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	965
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	25
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	96,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 3,620 資本組入額 1,810
新株予約権の行使の条件	①権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、執行役員またはこれらに準じる地位にある限り、または地位喪失後一定期間に限り、新株予約権者もしくはその相続人は権利を行使することができる。 ②その他の権利行使の条件については、取締役会において定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※

(注) 1. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」の発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しています。

2. ※：当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下総称して「組織再編行為」という)をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、合併後継続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または株式移転により設立する株式会社(以下総称して「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件にて交付する。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、残存新株予約権の定めに基づいて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使時の1株当たりの払込金額を1円とし、これに③に定める新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

残存新株予約権の当該期間(以下「権利行使期間」という)の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
残存新株予約権の定めに基づいて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

⑧新株予約権の行使の条件

残存新株予約権の定めに準じて決定する。

⑨新株予約権の取得条項

残存新株予約権の定めに準じて決定する。

⑩新株予約権を行使した際に1株に満たない端数がある場合の取決め

残存新株予約権の定めと同じとする。

ロ. 新株予約権付社債

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

	第1四半期末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	49,997
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	※1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり1,000,000
新株予約権の行使期間	自 平成19年1月4日 至 平成26年3月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	※2
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部については、行使請求することができない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権または社債の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	各新株予約権の行使に際しては、当該各新株予約権にかかる社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その払込金額(金100万円)と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※3
新株予約権付社債の残高(百万円)	49,997

- (注) 1. ※1: 新株予約権の行使請求により当社が交付する株式の数は、行使請求にかかる社債の金額の合計額を、転換価額4,224円で除した数(以下「交付株式数」という)とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。
2. ※2: 発行価格は、新株予約権の行使請求にかかる社債の金額の合計額を、交付株式数で除した金額とする。資本組入額は、会社計算規則第40条第1項にしたがい算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
3. ※3: 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下総称して「組織再編行為」という)をする場合(ただし、普通株式が当社の株主に交付される場合に限る)は、新株予約権付社債の繰上償還をおこなう場合を除き、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または株式移転により設立する株式会社(以下総称して「再編対象会社」という)の新株予約権(以下「承継新株予約権」という)を以下の条件にて交付する。この場合において、組織再編行為の効力発生日において、残存新株予約権は消滅し、新株予約権付社債についての社債にかかる債務は再編対象会社に承継され、残存新株予約権の新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、新株予約権付社債の社債要項の新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割または新設分割をおこなう場合は、再編対象会社が残存新株予約権の新株予約権者に対して承継新株予約権を交付し、再編対象会社が新株予約権付社債についての社債にかかる債務を承継する旨を吸収分割契約または新設分割計画において定めた場合に限る。

①承継新株予約権の数

残存新株予約権と同一の数をそれぞれ交付する。

②承継新株予約権の目的である株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- ③承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法
行使請求にかかる承継された社債の金額の合計額を④に定める転換価額で除した数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。
- ④承継新株予約権の転換価額
承継新株予約権の転換価額は、組織再編行為の効力発生日の直前に残存新株予約権を行使した場合に新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように定める。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権の転換価額は、残存新株予約権の定めに準じた調整をおこなう。
- ⑤承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額
各承継新株予約権の行使に際しては、承継された各社債を出資するものとし、当該各社債の価額は、各新株予約権付社債の払込金額と同額とする。
- ⑥承継新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為の効力発生日から残存新株予約権の当該期間の満了日までとする。
- ⑦承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
残存新株予約権の定めと同じとする。
- ⑧その他の承継新株予約権の行使の条件
各承継新株予約権の一部については、行使請求することができない。
- ⑨承継新株予約権の取得事由
取得事由は定めない。

ハ、当第1四半期末（平成20年6月30日）後に発行した新株予約権

平成20年6月20日開催の取締役会の決議により、平成20年7月8日付で以下のとおり新株予約権を発行しています。

①第10回新株予約権

	提出日現在 (平成20年7月31日)
新株予約権の数（個）	4,175
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	417,500
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり2,650
新株予約権の行使期間	自 平成23年7月1日 至 平成27年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	発行価格 3,281 資本組入額 1,641
新株予約権の行使の条件	①権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、執行役員またはこれらに準じる地位にある限り、または地位喪失後一定期間に限り、新株予約権者もしくはその相続人は権利を行使することができる。 ②割当日以降に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、5連続取引日（終値のない日を除く）において、1株当たり3,000円以上となるまでは、権利を行使することができない。 ③その他の権利行使の条件については、取締役会において定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※

(注) 1. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」の発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しています。

2. ※：当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下総称して「組織再編行為」という）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件にて交付する。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、残存新株予約権の定めに準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ残存新株予約権の行使価額に準じて決定された金額に、③に定める新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

残存新株予約権の当該期間（以下「権利行使期間」という）の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

残存新株予約権の定めに準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

⑧新株予約権の行使の条件

残存新株予約権の定めに準じて決定する。

⑨新株予約権の取得条項

残存新株予約権の定めに準じて決定する。

⑩新株予約権を行使した際に1株に満たない端数がある場合の取決め

残存新株予約権の定めと同じとする。

②第11回新株予約権

	提出日現在 (平成20年7月31日)
新株予約権の数(個)	955
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	95,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,573 資本組入額 1,287
新株予約権の行使の条件	①権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、執行役員またはこれらに準じる地位にある限り、または地位喪失後一定期間に限り、新株予約権者もしくはその相続人は権利を行使することができる。 ②その他の権利行使の条件については、取締役会において定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※

(注) 1. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」の発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しています。

2. ※：当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下総称して「組織再編行為」という）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件にて交付する。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、残存新株予約権の定めに準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使時の1株当たりの払込金額を1円とし、これに③に定める新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

残存新株予約権の当該期間（以下「権利行使期間」という）の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

残存新株予約権の定めに準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

⑧新株予約権の行使の条件

残存新株予約権の定めに準じて決定する。

⑨新株予約権の取得条項

残存新株予約権の定めに準じて決定する。

⑩新株予約権を行使した際に1株に満たない端数がある場合の取決め

残存新株予約権の定めと同じとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	－	225,000	－	18,600	－	14,800

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）において、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社およびその共同保有者2名から平成20年5月8日付で大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成20年4月30日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けていますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

当該変更報告書の「共同保有における株券等保有割合の内訳」は次のとおりです。

氏名又は名称	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	1,991	0.88
JPモルガン信託銀行株式会社	6,583	2.93
ジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント（ユーケー） リミテッド（JPMorgan Asset Management (UK) Limited）	865	0.38
計	9,439	4.18

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期末（平成20年6月30日）の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしています。

①【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 25,944,200	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 199,049,700	1,990,481	—
単元未満株式	普通株式 6,100	—	—
発行済株式総数	225,000,000	—	—
総株主の議決権	—	1,990,481	—

（注）「完全議決権株式（その他）」の株式数には、(株)証券保管振替機構名義の株式1,600株が含まれています。なお、当該株式は議決権の数から除いています。

②【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社野村総合研究所	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号	25,944,200	—	25,944,200	11.53
計	—	25,944,200	—	25,944,200	11.53

（注）当第1四半期末（平成20年6月30日）の自己株式は、30,549,100株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合13.58%）となっています。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月
最高（円）	2,825	2,660	2,740
最低（円）	2,215	2,270	2,335

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所（市場第一部）におけるものです。

3【役員状況】

前年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）にかかる四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	15,138	17,709
売掛金	27,742	61,164
開発等未収収益	25,845	18,258
有価証券	67,473	84,987
商品	284	125
仕掛品	70	34
前払費用	2,505	1,429
繰延税金資産	6,872	6,837
その他	633	445
貸倒引当金	△57	△82
流動資産合計	146,509	190,910
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	57,082	56,527
減価償却累計額	△27,439	△26,599
建物及び構築物(純額)	29,643	29,928
機械及び装置	26,319	24,390
減価償却累計額	△17,146	△16,162
機械及び装置(純額)	9,172	8,228
工具、器具及び備品	24,733	24,119
減価償却累計額	△15,990	△15,315
工具、器具及び備品(純額)	8,742	8,803
土地	11,292	11,292
リース資産	2,019	—
減価償却累計額	△1,723	—
リース資産(純額)	296	—
有形固定資産合計	59,147	58,253
無形固定資産		
ソフトウェア	23,027	23,098
ソフトウェア仮勘定	9,228	6,545
その他	598	613
無形固定資産合計	32,854	30,257
投資その他の資産		
投資有価証券	55,801	46,682
関係会社株式	2,173	2,025
長期貸付金	7,399	7,372
従業員に対する長期貸付金	214	217
リース投資資産	1,163	—
差入保証金	10,743	11,113
繰延税金資産	11,761	13,115
その他	※1 2,456	※1 2,499
貸倒引当金	△22	△0
投資その他の資産合計	91,691	83,026
固定資産合計	183,693	171,537
資産合計	330,202	362,447

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	19,460	33,430
リース債務	879	—
未払金	4,508	6,891
未払費用	5,111	5,057
未払法人税等	5,563	12,526
未払消費税等	1,430	795
前受金	5,072	3,525
賞与引当金	5,887	11,570
その他	3,603	980
流動負債合計	51,518	74,779
固定負債		
新株予約権付社債	49,997	49,997
リース債務	877	—
長期末払金	2,953	4,512
繰延税金負債	6	4
退職給付引当金	25,742	25,790
固定負債合計	79,576	80,305
負債合計	131,094	155,084
純資産の部		
株主資本		
資本金	18,600	18,600
資本剰余金	14,889	14,884
利益剰余金	226,656	225,780
自己株式	△72,933	△61,161
株主資本合計	187,211	198,103
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	11,522	9,649
為替換算調整勘定	△333	△997
評価・換算差額等合計	11,189	8,652
新株予約権	707	608
純資産合計	199,108	207,363
負債純資産合計	330,202	362,447

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
売上高	79,495
売上原価	56,517
売上総利益	22,977
販売費及び一般管理費	※1 13,118
営業利益	9,859
営業外収益	
受取利息	275
受取配当金	832
投資事業組合運用益	5
持分法による投資利益	28
その他	22
営業外収益合計	1,164
営業外費用	
支払利息	3
投資事業組合運用損	79
その他	26
営業外費用合計	109
経常利益	10,915
特別利益	
貸倒引当金戻入額	3
特別利益合計	3
特別損失	
リース会計基準の適用に伴う影響額	351
特別損失合計	351
税金等調整前四半期純利益	10,566
法人税、住民税及び事業税	4,515
法人税等合計	4,515
四半期純利益	6,051

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
 (自 平成20年4月1日
 至 平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	10,566
減価償却費	4,600
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△3
受取利息及び受取配当金	△1,108
支払利息	3
投資事業組合運用損益 (△は益)	74
持分法による投資損益 (△は益)	△28
リース会計基準の適用に伴う影響額	351
売上債権の増減額 (△は増加)	27,459
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△195
仕入債務の増減額 (△は減少)	△15,543
未払消費税等の増減額 (△は減少)	635
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△5,683
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△47
差入保証金の増減額 (△は増加)	373
その他	640
小計	22,093
利息及び配当金の受取額	965
利息の支払額	△3
法人税等の支払額	△11,001
営業活動によるキャッシュ・フロー	12,054
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△7,972
有価証券の売却及び償還による収入	12,000
有形固定資産の取得による支出	△5,145
有形固定資産の売却による収入	0
無形固定資産の取得による支出	△4,542
無形固定資産の売却による収入	0
投資有価証券の取得による支出	△6,105
投資有価証券の売却及び償還による収入	5
関係会社株式の取得による支出	△36
従業員に対する長期貸付けによる支出	△9
従業員に対する長期貸付金の回収による収入	13
投資活動によるキャッシュ・フロー	△11,792

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△117
自己株式の処分による収入	59
自己株式の取得による支出	△11,869
配当金の支払額	△5,022
財務活動によるキャッシュ・フロー	△16,951
現金及び現金同等物に係る換算差額	149
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△16,539
現金及び現金同等物の期首残高	75,524
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 58,985

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1. 持分法の適用に関する事項の変更	当第1四半期連結会計期間において設立されたエムシー・エヌアールアイグローバルソリューションズ(株)を、持分法適用の範囲に含めています。
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 重要な資産の評価基準および評価方法の変更 たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、個別法による原価法によっていましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたこととともない、個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しています。これによる影響は軽微です。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しています。これによる影響はありません。</p> <p>(3) リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっていましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度にかかる四半期連結財務諸表から適用することができることになったこととともない、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引にかかる会計処理によっています。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産の減価償却の方法については、定率法を採用しています。 これにより、営業利益が57百万円、経常利益が54百万円増加し、税金等調整前四半期純利益が297百万円減少しています。 なお、セグメントに与える影響は、当該箇所に記載しています。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
税金費用の計算	<p>税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税金等調整前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しています。 なお、法人税等調整額は、「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しています。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1 投資その他の資産のその他 ゴルフ会員権の預託保証金に対する貸倒引当金相当額65百万円を相殺のうえ表示しています。</p>	<p>※1 投資その他の資産のその他 ゴルフ会員権の預託保証金に対する貸倒引当金相当額65百万円を相殺のうえ表示しています。</p>

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
<p>※1 販売費及び一般管理費の主要な費目および金額</p>	
役員報酬	307百万円
給与手当	3,312百万円
賞与引当金繰入額	1,922百万円
退職給付費用	462百万円
福利厚生費	786百万円
教育研修費	352百万円
不動産賃借料	1,128百万円
事務委託費	1,927百万円
旅費交通費	404百万円
器具備品費	356百万円
減価償却費	216百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
<p>※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係</p>	
現金及び預金勘定	15,138百万円
有価証券勘定	67,473百万円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	△7,651百万円
取得日から償還日までの期間 が3ヶ月を超える債券等	△15,975百万円
現金及び現金同等物	58,985百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)および当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1. 発行済株式の種類および総数

普通株式 225,000千株

2. 自己株式の種類および株式数

普通株式 30,549千株

3. 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

ストック・オプションとしての新株予約権 親会社 707百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年5月13日 取締役会	普通株式	5,175百万円	26円	平成20年3月31日	平成20年6月2日	利益剰余金

5. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成20年5月13日の取締役会決議に基づき、平成20年5月14日から平成20年6月13日までの間に自己株式を4,645,700株(発行済株式総数に占める割合2.1%)取得しました。この結果、当第1四半期連結会計期間において自己株式が11,869百万円増加し、当第1四半期連結会計期間末において自己株式が72,933百万円となっています。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)				
	コンサルティングサービス (百万円)	ITソリューションサービス (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
1. 外部顧客に対する売上高	7,380	72,114	79,495	—	79,495
2. セグメント間の内部売上高又は振替高	100	174	275	(275)	—
計	7,481	72,289	79,770	(275)	79,495
営業費用	6,971	62,939	69,911	(275)	69,635
営業利益	509	9,349	9,859	0	9,859

(注) 1. 事業区分の方法および各区分に属する主要なサービスの名称

サービスの種類、性質、業務形態の類似性により下記のサービスに区分しています。

コンサルティングサービス……………リサーチ、経営コンサルティング、システムコンサルティング 等

ITソリューションサービス……………システム開発・パッケージソフトの製品販売、

アウトソーシング・ビューロー・情報提供サービス、

システム機器等の商品販売 等

2. 会計処理の方法の変更

リース取引に関する会計基準

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、当社および連結子会社において、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を、当第1四半期連結会計期間より適用しています。

これにより、ITソリューションサービスの営業利益が57百万円増加しています。コンサルティングサービスへの影響は軽微です。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

国内セグメントの売上高が全セグメントの売上高の合計額の90%超であるため、記載を省略しています。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満のため、記載を省略しています。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借対照 表計上額(百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	13,419	32,921	19,501
(2) 債券	12,979	12,888	△91
①国債・地方債等	3,997	3,997	△0
②社債	8,981	8,890	△91
(3) その他	988	992	3
計	27,387	46,801	19,413

(注) 1. その他有価証券で時価のあるもののうち、減損処理をおこなったものはありません。なお、時価のある株式については、原則として第1四半期連結決算日の時価が取得価額に比べて50%以上下落した銘柄についてはすべて、30%以上50%未満下落した銘柄については回復可能性があると思われるものを除き、減損処理をおこなうこととしています。

2. 投資事業有限責任組合等に対する出資持分については、構成資産を時価評価したうえで、(3)その他に含めて表示しています。

前連結会計年度末(平成20年3月31日)

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上 額(百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	13,294	29,638	16,343
(2) 債券	12,991	12,938	△53
①国債・地方債等	7,991	7,992	0
②社債	5,000	4,946	△53
(3) その他	1,047	1,038	△8
計	27,333	43,615	16,281

(注) 1. その他有価証券で時価のあるもののうち、減損処理をおこなった金額は589百万円であり、取得原価には減損処理後の金額を記載しています。なお、時価のある株式については、原則として連結決算日の時価が取得価額に比べて50%以上下落した銘柄についてはすべて、30%以上50%未満下落した銘柄については回復可能性があると思われるものを除き、減損処理をおこなうこととしています。

2. 投資事業有限責任組合等に対する出資持分については、構成資産を時価評価したうえで、(3)その他に含めて表示しています。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1. スtock・オプションにかかる当第1四半期連結会計期間における費用計上額および科目名

売上原価	67百万円
販売費及び一般管理費	74百万円

2. 当第1四半期連結会計期間に付与したストック・オプションはありません。なお、平成20年7月8日付で、以下のストック・オプションを付与しました。

	第10回新株予約権	第11回新株予約権
付与対象者の区分および人数	当社の取締役および執行役員 (36人) 当社子会社の取締役 (6人)	当社の取締役、執行役員および従業員(役員待遇) (39人) 当社子会社の取締役 (6人)
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 417,500株	普通株式 95,500株
付与日	平成20年7月8日	同 左
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	同 左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同 左
権利行使期間	自 平成23年7月1日 至 平成27年6月30日	自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日
権利行使価格(円)	2,650	1
付与日における公正な評価単価(円)	631	2,572

(注) スtock・オプションの数を株式数に換算して記載しています。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 1,020.31円	1株当たり純資産額 1,038.68円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額	199,108百万円	207,363百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	707百万円	608百万円
(うち新株予約権)	(707百万円)	(608百万円)
普通株式にかかる四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の純資産額	198,400百万円	206,755百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の普通株式の数	194,450千株	199,055千株

2. 1株当たり四半期純利益金額等

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	30.63円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	28.88円

(注) 1株当たり四半期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益	6,051百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式にかかる四半期純利益	6,051百万円
普通株式の期中平均株式数	197,553千株
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額	－百万円
普通株式増加数	11,965千株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	(1) 平成18年9月11日発行の新株予約権 ①新株予約権の目的となる株式の数 392,500株 ②新株予約権の行使時の払込金額 1株当たり3,282円 ③新株予約権が存在する期間の期中平均株価 2,529.52円 (2) 平成19年7月10日発行の新株予約権 ①新株予約権の目的となる株式の数 415,000株 ②新株予約権の行使時の払込金額 1株当たり3,680円 ③新株予約権が存在する期間の期中平均株価 2,529.52円

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

(剰余金の配当)

平成20年5月13日開催の取締役会において、平成20年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主(実質株主含む)もしくは登録株式質権者に対し、剰余金の配当(期末)をおこなうことを次のとおり決議しました。

- | | | |
|------------------------|------------|-----------|
| ① 配当財産の種類および帳簿価額の総額 | 金銭による配当 総額 | 5,175百万円 |
| ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項 | | 1株当たり26円 |
| ③ 当該剰余金の配当がその効力を生ずる日 | | 平成20年6月2日 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年7月28日

株式会社野村総合研究所

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮川 朋弘 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社野村総合研究所の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社野村総合研究所及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。